

泉佐野市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

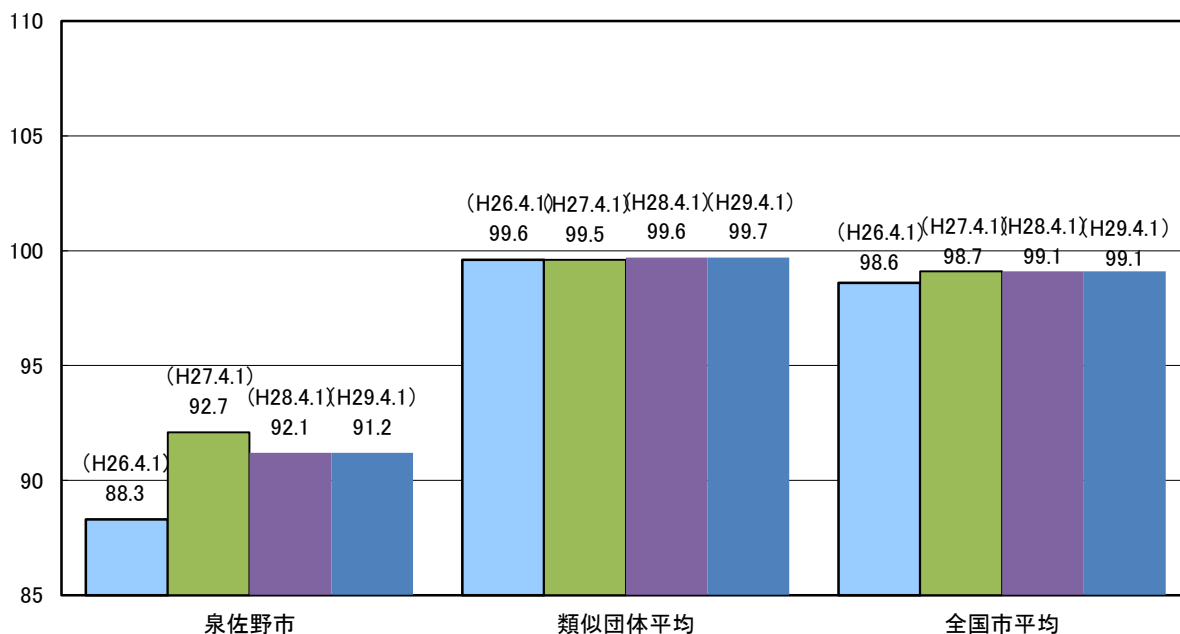
区分	住民基本台帳人口 (29年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
28年度	人 100,813	千円 57,936,158	千円 55,171	千円 5,206,281	% 9.0	% 9.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	人 465	千円 1,935,580	千円 454,022	千円 790,592	千円 3,180,194	千円 6,839	千円 6,397

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表（一）適用職員の棒給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※平成27年4月1日のラスパイレス指数の上昇は、給与カット率の減少によるもの。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、棒給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し 〔実施〕

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直しの内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、4年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し 実施内容

(支給割合) 国基準6%に対し、泉佐野市においても6%を支給。
(実施時期) 平成27年4月1日より実施。(見直し前後で支給割合は変わらず)

(参考)

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合	平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合
国基準による支給割合	6%	6%	6%	6%
泉佐野市の支給割合	6%	6%	6%	6%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国に準じた見直しを実施。
(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

職員の給料について独自の削減を実施。(平成27年4月1日から平成32年3月31日)
〔削減内容〕
役職に応じ給料月額の4~9%をカット(平均5%カット)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成29年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
泉佐野市	48.0 歳	338,138 円	430,661 円	408,845 円
大阪府	42.3 歳	324,082 円	434,359 円	380,723 円
国	43.6 歳	330,531 円	— 円	410,719 円
類似団体	42.3 歳	320,883 円	408,493 円	371,942 円

② 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
泉佐野市	49.7 歳	14 人	322,951 円	364,012 円	360,510 円
うち用務員	49.4 歳	7 人	308,338 円	350,631 円	343,628 円
うちその他技能労務職	50.1 歳	7 人	337,563 円	377,392 円	377,392 円
大阪府	52.3 歳	555 人	314,745 円	— 円	364,984 円
国	50.6 歳	2,722 人	286,823 円	— 円	328,360 円
類似団体	50.3 歳	48 人	333,058 円	388,944 円	372,786 円

区分	民間			参考 A/B
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
泉佐野市	—	—	—	—
うち用務員	用務員	55.1 歳	207,300 円	1.69
うちその他技能労務職	—	— 歳	— 円	—
大阪府	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(泉佐野市) (C)	民間 (D)	C/D
泉佐野市	—	—	—
うち用務員	5,719,295 円	2,818,600 円	2.03

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用(平成26年～28年の3ヶ年平均値であるが、都道府県数値がないため、全国平均値となっている。)

※ 民間と泉佐野市の比較においては、年齢、業務内容、経験年数、雇用形態等の点で完全に一致していない状態で比較したもの。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値。

③ 教育職(幼稚園教諭)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
泉佐野市	39.3 歳	353,455 円	424,552 円
大阪府	38.7 歳	335,177 円	406,264 円
類似団体	40.9 歳	313,665 円	366,114 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成29年4月1日現在）

区 分		泉佐野市	大阪府	国
一般行政職	大学卒	179,136 円	180,800 円	178,200 円
	高校卒	151,008 円	146,500 円	146,100 円
技能労務職	高校卒	151,008 円	151,067 円	—
	中学卒	135,936 円	139,400 円	—
教育職	大学卒	193,824 円	201,900 円	—
	短大卒	172,320 円	157,100 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成29年4月1日現在）

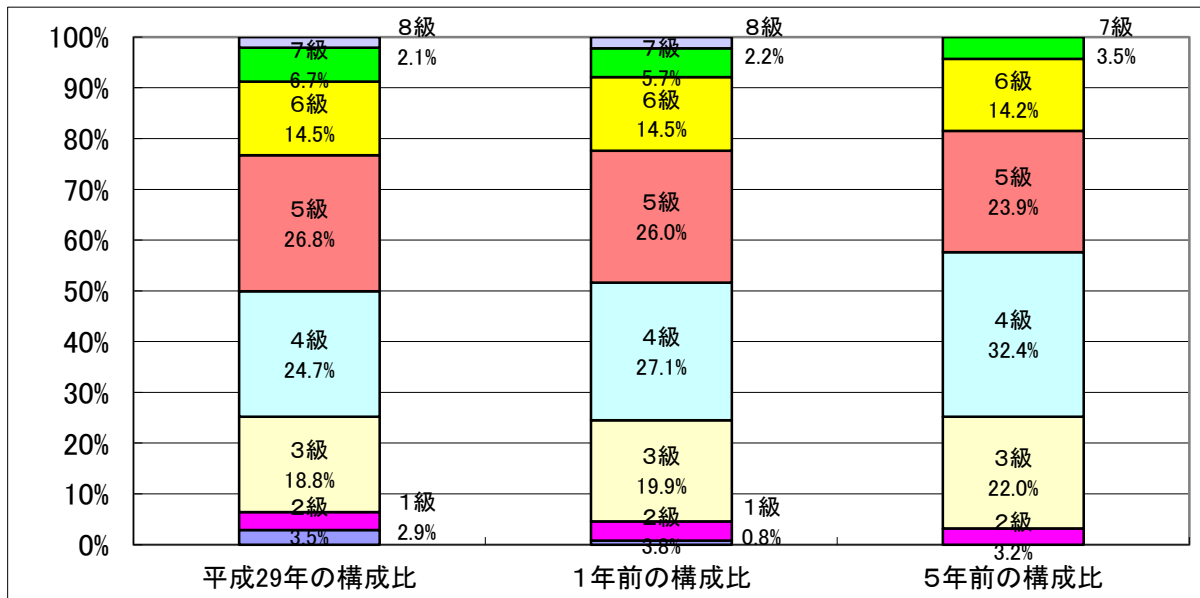
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	240,672 円	278,304 円	284,256 円	291,072 円
	高校卒	221,088 円	268,608 円	279,456 円	285,504 円
技能労務職	高校卒	221,088 円	268,608 円	279,456 円	285,504 円
	中学卒	201,984 円	255,840 円	274,752 円	273,141 円
教育職	大学卒	291,360 円	368,352 円	386,112 円	396,576 円
	短大卒	266,496 円	354,720 円	377,472 円	392,640 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成29年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8級	政策監	8人	2.1%	407,700円	468,200円
7級	部長級	25人	6.7%	362,300円	444,500円
6級	次長級・課長級	54人	14.5%	318,500円	409,800円
5級	課長代理級	100人	26.8%	288,000円	392,600円
4級	係長級	92人	24.7%	236,800円	380,600円
3級	主任級	70人	18.8%	228,900円	349,600円
2級	係員	13人	3.5%	185,800円	303,800円
1級	係員	11人	2.9%	142,600円	247,100円

(注) 1 泉佐野市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成28年度に7級制から8級制に変更している(政策監を新設し、8級に格付けしている。)

(2) 昇給への勤務成績の活用状況

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期		○		○	
		平成30年度		平成30年度	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

泉 佐 野 市		大 阪 府		国	
1人当たり平均支給額(28年度) 1,660 千円		1人当たり平均支給額(28年度) 1,694 千円		-	
(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.70 月分 (1.45) 月分 (0.80) 月分		(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.70 月分 (1.45) 月分 (0.80) 月分		(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.70 月分 (1.45) 月分 (0.80) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20% 管理職加算10～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20% 管理職加算10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（平成29年4月1日現在）

泉 佐 野 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%～30%加算)			定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)		
(退職時特別昇給	無	無)			
1人当たり平均支給額	13,677 千円	20,717 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成29年4月1日現在）

支給実績(28年度決算)			123,325 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)			260,179 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
泉佐野市全域(教職員以外)	6 %	444 人	6 %
泉佐野市全域(教職員)	11 %	30 人	6 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			92.1 (92.1)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (平成29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)	0.0 %
手当の種類(手当数)	0

※ 平成25年4月1日施行の廃止条例に伴い、特殊勤務手当は全廃となった。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	99,536 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	324 千円
支給実績(27年度決算)	104,092 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	365 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(28年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者10,000円 配偶者以外の扶養親族子 8,000円 父母等 6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの扶養親族である子への加算5,000円 	同	—	65,384 千円	226,242 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家等 家賃月額12,000円を超える場合に27,000円を上限として支給 持家 支給なし 	同	—	14,398 千円	287,960 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関利用者 月額55,000円を限度として全額支給 交通用具利用者 用具、通勤距離に応じ2,000円から28,500円の範囲で支給 	異	国の制度では、交通用具利用者の支給上限が31,600円	41,466 千円	104,977 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 政策監 85,000円 部長級 60,000円 ~80,000円 次長級 50,000円 ~60,000円 課長級 45,000円 ~55,000円 課長代理級 30,000円 ~40,000円 	異	国の制度では、役職に応じて給料月額の25%の額を超えない範囲で支給	97,388 千円	535,099 円

5 特別職の報酬等の状況（平成29年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	516,000円（860,000円）	(参考)類似団体における最高/最低額 1,030,000 円 / 432,000 円	
	副 市 長	481,000円（740,000円）	880,000 円 / 481,000 円	
報 酬	議 長	558,000円（620,000円）	760,000 円 / 450,000 円	
	副 議 長	522,000円（580,000円）	670,000 円 / 400,000 円	
	議 員	495,000円（550,000円）	620,000 円 / 377,000 円	
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(28年度支給割合) 4.30 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(28年度支給割合) 4.30 月分		
退 職 手 当	市 長 副 市 長	(算定方式) 無 無	(1期の手当額) (円)	(支給時期)

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

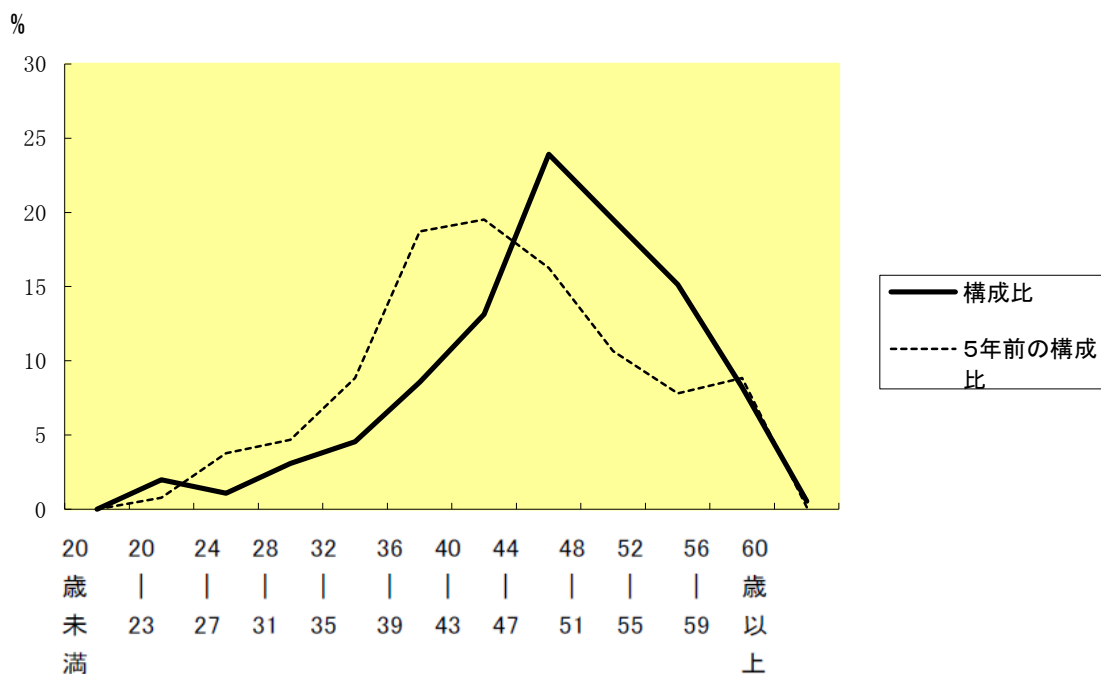
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		平成28年		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成28年	平成29年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	5	5		事務事業、体制の見直し 事務事業、体制の見直し 事務事業、体制の見直し 事務事業、体制の見直し 事務事業、体制の見直し 事務事業、体制の見直し 事務事業、体制の見直し
		総務	91	95	4	
		税務	40	37	▲ 3	
		民生	150	148	▲ 2	
		衛生	33	42	9	
		労働	0	0		
		農林水産	14	13	▲ 1	
		商工	10	11	1	
		土木	59	56	▲ 3	
		小 計	402	407	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 40.79 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 45.16 人)
	教育部門	63	67	4	事務事業、体制の見直し	
	消防部門	0	0			
	小 計	465	474	9	<参考> 人口1万人当たり職員数 47.50 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 59.84 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病院				事務事業、体制の見直し 事務事業、体制の見直し	
	水道	24	23	▲ 1		
	交通					
	下水道	15	14	▲ 1		
	その他	37	37			
	小 計	76	74	▲ 2		
合 計		541 [734]	548 [734]	7	<参考> 人口1万人当たり職員数 54.92 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成29年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	12人	6人	17人	25人	47人	72人	131人	107人	83人	45人	3人	548人

(3) 職員数の推移

部門別 \ 年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	452	450	432	409	402	407	-45 ▲ 9.96 %
教育	88	73	72	70	63	67	-21 ▲ 23.86 %
消防	143	0	0	0	0	0	-143 ▲ 100.00 %
普通会計計	683	523	504	479	465	474	-209 ▲ 30.60 %
公営企業等会計計	86	84	83	82	76	74	-12 ▲ 13.95 %
総合計	769	607	587	561	541	548	-221 ▲ 28.74 %

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業の職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占 める職員給与費比率
28年度	千円 4,079,047	千円 440,796	千円 251,987	% 6.2	% 5.9

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
28年度	人 24	千円 108,245	千円 24,079	千円 44,871	千円 177,195	千円 7,383

(参考)市町村水道企業 一人当たり給与費平均
千円 6,166

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数である。
 ※ 総費用には、収益的支出及び資本的支出を含む。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成29年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
泉佐野市水道企業	48.3 歳	372,685 円	557,614 円
市町村水道企業平均	44.4 歳	343,701 円	513,093 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

泉佐野市水道企業		泉佐野市普通会計	
1人当たり平均支給額(28年度) 1,586 千円		1人当たり平均支給額(28年度) 1,660 千円	
(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分		(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	
勤勉手当 1.70 月分 (0.80) 月分		勤勉手当 1.70 月分 (0.80) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成29年4月1日現在）

泉佐野市水道企業			泉佐野市普通会計		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%~30%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%~30%加算)		
(退職時特別昇給	無	無)	(退職時特別昇給	無	無)
1人当たり平均支給額	0 千円	2,959 千円	1人当たり平均支給額	13,677 千円	20,717 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成29年4月1日現在）

支給実績(28年度決算)		7,062 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)		252,216 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
泉佐野市全域	6 %	28 人	6 %

エ 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

平成19年度から全て廃止

オ 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	4,049 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	193 千円
支給実績(27年度決算)	5,379 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	283 千円

(注) 1 時間外勤務手当には休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(28年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者10,000円 ・配偶者以外の扶養親族子8,000円 ・父母等 6,500円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの扶養親族である子への加算5,000円 	同	—	4,998 千円	277,667 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家等 家賃月額12,000円を超える場合に27,000円を上限として支給 ・持家 支給なし 	同	—	0 千円	0 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用者 月額55,000円を限度として全額支給 ・交通用具利用者 用具、通勤距離に応じ2,000円から28,500円の範囲で支給 	異	国の制度では、交通用具利用者の支給上限が31,600円	3,510 千円	125,340 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・部長級 60,000円 ～80,000円 ・次長級 50,000円 ～60,000円 ・課長級 45,000円 ～55,000円 ・課長代理級 30,000円 ～40,000円 	異	国の制度では、役職に応じて給料月額の25%の額を超えない範囲で支給	4,460 千円	557,500 円